

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	滞納整理システム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部 収税課
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税・森林環境税、法人市民税、軽自動車税及び固定資産税・都市計画税の徴収及び滞納整理事務を行うため
個人情報の記録項目	1:氏名、2:年齢、3:生年月日、4:住民区分、5:住所、6:世帯情報、7:市税の調定額、8:未納額、9:滞納額、10:延滞金、11:滞納合計、12:時効理由、13:送付先、14:連絡先、15:口座振替情報、16:経過記録、17:収滞納管理及び滞納整理に係る情報
記録される個人の範囲	個人市民税・県民税・森林環境税、法人市民税、軽自動車税及び固定資産税・都市計画税の賦課履歴のある納付義務者
記録情報の収集方法	賦課所管課（市民税課、資産税課）からの賦課情報、収滞納管理及び滞納整理における調査により収集
要配慮個人情報の有無	☒ 有 ☐ 無
記録情報の経常的な提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課 総務係 （所在地）加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令：— 内 容：—
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「令」・・・個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）